



健康保険証は廃止できない! マイナカードは義務ではない!

健康保険証廃止・マイナンバーカード一本化を許さない!

2022年10月13日、河野デジタル大臣は突然記者会見で、2024年度秋に現在の健康保険証の廃止を目ざすと表明しました。政府は2022年6月7日に「骨太の方針2022」で、2024年度中を目途に保険証発行の選択制の導入を目ざし、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえ保険証の原則廃止を目ざすが、加入者から申請があれば保険証は交付されると閣議決定していましたが、わずか4カ月で閣議決定も国会審議もせずの方針転換しました。

健康保険証の代わりにマイナンバーカード(マイナカード)を使ったオンライン資格確認の利用を求め、「事実上、マイナカードの所持が義務化」と言われていますが、政府は「マイナンバーカードの取得が任意であることは変わらない。保有が義務づけられるものではない」と説明しています(4頁参照)。マイナカードがなくても保険診療が受けられるよう、保険証に代わる制度を用意すると岸田首相は国会で答弁しています。あわててマイナカードを申請する必要はまったくありません。

失敗した政府のマイナンバーカード普及

政府は2023年3月までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有する方針を、2019年に決めました。しかし約2兆円の税金を投じた一人2万円のマイナポイント目当てでカードの申請は増えたものの、2023年1月末でも交付率は60.1%にとどまり、目標達成は不可能です。

失敗したのは、市民がマイナンバーカードによる情報の漏洩や悪用に強い不安を抱いているからです。政府はいままでマイナンバーを知られてはいけないと説明しながら、今はマイナカード普及のために「マイナンバーを知られても大丈夫」と宣伝しています。便利とかポイントがもらえると利益誘導しながら、今は「マイナカードはデジタル社会のパスポート」で持っていないと生活に困ると脅しています。説明を変えながらカード取得を押しつける政府の姿勢をみて、マイナンバーカードは国に都合のいい個人情報管理の手段なのだと、市民は気づいています。

マイナンバーカード交付枚数(想定)		
2020年7月末	3000~4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000~7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000~10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

デジタル・ガバメント閣僚会議(第6回)2019年12月20日資料1)

マイナンバー制度の利用拡大をはね返そう!

政府はマイナンバー制度の危険性を認めつつ、個人情報保護措置があるから安全と説明してきました。しかし法律で規制のあるマイナンバーの代わりに規制のないマイナンバーカードを使った個人情報の紐付けを推奨したり、個人情報保護措置だったマイナポータルを使ってマイナンバーで管理する個人情報を民間に提供しようとしています。

さらに番号法を改正して、社会保障・税以外に利用を拡大し国家資格管理や在留外国人の管理のためにマイナンバーを利用したり、預貯金など資産把握をめざして本人が拒まなければ勝手にマイナンバーで管理する公金受取口座に登録しようとしています。また法律に「準じて」いれば法改正しなくてもマイナンバーの利用や情報提供ができるようにするなど、個人情報保護措置をなし崩しにしようとしています。マイナ保険証を基盤に全国医療情報プラットフォームをつくり、プライバシー性の高い医療・健康・介護情報を共有して利活用の資源にしようとしています。マイナンバーカードの強引な普及を許さず、マイナンバーの利用拡大をやめさせましょう。



マイナンバー制度の現状や問題点、反対の取り組みなどを、共通番号いらないネットのサイトで紹介しています。

詳しい情報は で検索を。 またはQRコードからサイトへ。





問題だらけのマイナカード保険証なんていらない!

メリットを感じないのに なぜマイナ保険証に?

政府の調査では、マイナカードの健康保険証利用を申し込んだ理由のじつに88%は「マイナポイントがもらえるから」で、利用にメリットは感じていません。

政府は「マイナ保険証なら転職等しても引き続き使える」と説明しますが、医療保険者等への加入の届出は必要です。「カードを何枚も持ち歩かなくてよくなる」とも言いますが、再交付に時間のかかるマイナカードを紛失すると困ることになります。マイナ保険証にすると受診する度に必ず提示が必要で、面倒だと思っても利用を取り消せません。

マイナカードの利用が拡大しマイナンバーが社会に広まると、犯罪に悪用される危険が高まります。暗証番号もわかると、マイナンバーで管理するあらゆる個人情報がマイナポータルから漏洩する危険があります。それを政府は利用者の自己責任としていますが、6~16桁を含む4つの暗証番号など記憶できずメモして持ち歩かざるをえません。

マイナンバーカードを持ち歩くのは危険です。ポイント欲しさに登録した人も、保険証を使いましょう。

マイナ保険証で 医療機関は困っている

マイナ保険証の利用を徹底するために、政府は2023年4月から医療機関や薬局にオンライン資格確認の導入を原則として義務付けるとしています。しかし2023年1月になっても、約6割の医療機関等では利用できない状態です。

医療機関では国の補助では導入費用がまかなえず、常時接続が必要になるためのセキュリティ対策、事前登録が必要なマイナ保険証利用による窓口トラブルやマイナカードの紛失など負担が大きく、このままでは廃業せざるをえないとの声も出ています。

導入した医療機関でも、データの更新が遅れ保険資格情報が見れなかったとか、顔認証付きカードリーダーが起動しないなどトラブル続出です。

医療を人質にマイナカードを普及させようとする健康保険証廃止に、医療機関は怒りの声をあげています。



カードリーダーの例(厚労省サイトより)

準備なしに保険証廃止を決める 乱暴なやり方

健康保険証を廃止するために必要な準備として、①現在オンライン資格確認の対象となっていない訪問診療や施術で保険診療するための簡素な仕組み作り、②マイナカード取得の「徹底」、③乳幼児の顔写真、施設入所者の代理申請、1カ月以上かかる再発行の期間の短縮などの検討、④保険資格情報入力のタイムラグへの対応、⑤保険診療を受けるための保険証に代わる仕組みなどを、政府はあげています。

政府はこのような準備もしないまま健康保険証の廃止だけを表明し、これから「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」(デジタル庁)で検討するという場当たりの方針です。すべての医療機関でマイナ保険証を使えるようにはできないことも認めています。

代理申請や顔写真の廃止などで、「成りすまし取得」の危険が高まります。市民がマイナカードの申請を拒否して「取得の徹底」ができなければ、健康保険証廃止はできません。健康保険証に代わる仕組みを新たにつくるなど無駄なことをせずに、健康保険証の発行を続ければ済むことです。

マイナ保険証を利用すると 窓口負担が増える!

2022年4月から、マイナ保険証を利用すると、医療機関の窓口で初診で21円、再診で12円、薬の調剤で9円の支払いが増える加算がはじまりました。従来の健康保険証を使っても、オンライン資格確認を導入している医療機関を受診するだけで、初診で9円負担が必要です(3割負担の場合)。

患者負担が増えることを説明しないままマイナ保険証の利用を勧める政府への世論の反発を受け、2022年10月からマイナ保険証を利用すると初診6円、従来の健康保険証利用では初診12円の負担に加算を変更しました。

さらに2023年4月~12月は、従来の健康保険証の利用では初診18円、再診6円に負担が増えます。

政府はマイナ保険証を利用した方が負担を少なくしたと説明していますが、オンライン資格確認を導入していない医療機関を健康保険証で受診すると、負担はゼロです。

政府は加算の理由を、健診結果や投薬情報を本人同意により医療機関が閲覧して質の高い医療を実施するためと説明していますが、大部分の患者は閲覧していません。閲覧を望まない患者から加算を取る制度はポツタクリです。



裁判で明らかになった危険なマイナンバー制度

頻発するマイナンバー付き 個人情報の漏洩等

マイナンバー制度の開始以降、個人情報保護委員会の年次報告だけでも69件の漏洩等の重大事態（報告対象事態）が発生しています（下図）。違法再委託による数百万人の税情報などの漏洩の他、不正アクセス、自治体職員の不正行為や操作ミス、通知の誤送付など多発しています。マイナンバーカードの不正取得や偽造や、成りすまして給付金が詐取されていることも裁判で立証されました。

大量処理が容易なマイナンバーの付いた個人情報が社会に広まると、プロファイリングの危険性があるため提供を法律で規制していると、政府は国会で説明しています（2019年5月9日参院厚労委）。しかし裁判では、この危険を認めていません。

年度	漏洩件数	重大事態
2015年度下半期	83	2
2016年度	165	6
2017年度	375	5
2018年度	275	4
2019年度	217	20
2020年度	207	8
2021年度	170	9
2022年度上半期	77	16
計	1569	69

機能不全の個人情報保護委員会

マイナンバー制度の発足にともない、マイナンバー制度の危険性に対する重要な個人情報保護措置として、個人情報保護委員会が作られました。

しかし現在、常勤委員に個人情報保護の専門家はいない一方で、民間企業実務精通者が多くを占めています。個人情報の利活用に重点が置かれ、個人情報の保護という機能を果たしていません。

私たちがマイナンバー付き個人情報の扱いについて何回も個人情報保護委員会に問い合わせましたが、回答することも拒否され、市民の疑問・不安に応える運営はされていません。法改正で監視対象が大きく増加しましたが、それに見合う人員は増えず、適切な権限行使もできません。

これらの問題を明らかにするため神奈川訴訟では、個人情報保護委員会事務局長を証人として要請しましたが、国が監視・監督の実態の立証を放棄したため、採用されませんでした。

保障されない 自己情報コントロール権

憲法13条は基本的人権としてプライバシー権を認めています。デジタル社会では「私生活をみだりに公開されない権利」ととどまらず、個人情報の収集・保管・管理・利用のあらゆる面でそれを相手に応じて自分で決定できる権利（自己情報コントロール権、情報自己決定権）とするのが、憲法解釈の通説です。国際的にもEUの一般データ保護規則（GDPR）など、情報自己決定権は常識となっています。

ところが、裁判でも国会審議でも、国は自己情報コントロールを権利として認めないと繰り返し答弁しています。

マイナンバー制度をつくる「大綱」では、実現する社会として「国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会」も掲げていました。ところが現実には、行政と民間企業が私たちの個人情報を利活用できる社会のための制度になっています。

裁判で違憲判決を勝ち取り、自己情報をコントロールできる制度につくり直す必要があります。

警察等の濫用を防げない マイナンバー制度

マイナンバーの利用は社会保障・税・災害に限定されていると言われますが、番号法19条では警察や治安機関への提供や収集・保管も可能としています。集めたマイナンバー付き個人情報は、警察等が必要と判断すれば将来にわたり利用が可能で、利用を私たちがマイナポータルで確認したり個人情報保護委員会が監督することもできません。

マイナンバーを使って捜査関係事項照会ができるかを東京訴訟で追及されると、国の説明は変遷し恣意的に運用される危険があらわになっています。

2024年には運転免許証の代わりにマイナンバーカードに免許情報を入れられるようになり（任意）、警察官からマイナンバーカードを見せろと言われるようになります。恐ろしい監視社会を作らないために、警察等での利用の法的規制が必要です。





マイナンバーカードは義務づけられません

マイナンバーカード(個人番号カード)は、申請により希望者のみに交付され取得を義務づけることはできません。番号法第16条2(個人番号カードの発行等)では「(地方公共団体情報システム)機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。」と規定されています。

総務省は取得義務化について、「マイナンバーカードは、本人の協力のもと、対面での厳格な本人確認を経て発行される必要があるが、カード取得を義務付ければ、この本人の協力を強要することになり、手法として適当でない」と説明しています(2019年3月15日経済財政諮問会議第17回国と地方のシステムWG資料2-2-2)。2019年に公務員への取得強要が問題になったときも、総務省は「マイナンバーカードは、本人の意思で申請するものであり、(公務員に限らず)取得義務は課されておらず、取得を強制するものではない」と回答しています(令和元年9月20日付Q&A)。申請の強要は人権侵害です。

2022年10月に健康保険証廃止が国会で問題になった際も、河野デジタル大臣は「マイナンバーカードは、申請に応じて交付をするというところは変わっておりませんので、義務化ではございません。」と答弁しています。デジタル庁の担当者は「国民の皆様取得義務は課されておらず、取得を強制するものではない。この点を今回変更しようとするものではございません」、厚生省の担当者も「申請に基づき交付される点につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に当たっても変更することはございません。今回の取組によりまして、マイナンバーカードの保有が義務づけられるものではございません。」と説明しています。このように取得を強要することはできません。



マイナンバーカードは、いつでも返すことができます

個人番号カードの交付を受けている者は、いつでも個人番号カードを住所地市町村長に返納することができます(番号法施行令第15条4)。返納の手続き等は、住所地の市町村のマイナンバー担当係にお問い合わせください。

マイナンバーを記入しなくても、税や社会保障の手続きはできます

番号法では、役所の一部の手続きでマイナンバー(個人番号)の記入・提供を求めるものの、記入・提供を義務付けてはいません。国税庁や厚生労働省その他の省庁も、マイナンバーの記入を拒否された場合は未記載で書類を受理し、手続きに不利益は生じないことを明らかにしています(金融関係の一部の事務では告知義務が有り)。

【国の省庁のマイナンバー(個人番号)の記載・提供についての説明の例】

- * 国税庁FAQ Q2-3-2 「申告書等にマイナンバー・法人番号の記載がない場合でも受理することとしています」
- * 雇用保険のチラシ 「従業員から提供を拒否された場合には、その旨を申し出ただいた上で受理する」
- * ハローワークのチラシ 「マイナンバーを提供しないことを理由とする賃金不払い等の不利益な取扱いや解雇等は、労働関係法令に違反又は民事上無効となる可能性があります」

賛同カンパのお願い

共通番号いらないネットは、共通番号制度を廃止に追い込むことをめざし、全国的に幅広く運動を創り出していくため、共通番号制度に反対する市民・議員・研究者・弁護士・医師などさまざまな立場の人々が集まる開かれたネットワークとして結成されました。運動の趣旨をご理解いただき、共通番号いらないネットへの賛同カンパを呼びかけます。個人賛同 1,000円、団体賛同 3,000円を一口として、次の口座にお振り込みください。

郵便振替口座 【口座記号番号】00100-2-729745(払込取扱票は右詰めで記入)【口座名称】共通番号いらないネット

ゆうちょ銀行以外の金融機関から振り込む場合は、次の内容を指定してください。

【金融機関名】ゆうちょ銀行(金融機関コード:9900)【店名・店番】〇一九(ゼロイチキュー)店・019

【預金種目】当座【口座番号】0729745【口座名称】共通番号いらないネット

共通番号いらないネット(共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会)

web サイト: <http://www.bango-iranai.net/> 電話: 080-5052-0270 Eメール: kyotu@bango-iranai.net